



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市選奨条例の一部を改正する条例……………(秘書課)……6
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課)……7
- 大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………(")……8
- 大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例……………(土木管理課)……9
- 大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例……………(保険医療課)……10
- 大和高田市総合公園施設条例の一部を改正する条例……………(都市計画課)……10
- 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………(水道総務課)……11
- 大和高田市立高田商業高等学校の授業料の特例に関する条例……………(商業高校事務管理課)……12

規則

- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課)……12
- 大和高田市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………(土木管理課)……12

告示

大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱等の一部を改正

- する告示……………(社会福祉課)……16
- 大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱……………(産業振興課)……18
- 公示送達……………(税務課)……31
- 6月市議会定例会の招集……………(財政課)……32
- 職権による消除……………(市民課)……32
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課)……32
- 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)の要領の公表……………(財政課)……32
- 公示送達……………(税務課)……34
- 大和高田市マスコットキャラクター使用取扱要綱の一部を改正する告示(企画法制課)……35
- 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部を改正する告示……………(保険医療課)……35
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……37

公告

- 給配水管漏水調査に係る条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……38
- 農業経営基盤強化基本構想の変更……………(産業振興課)……40
- 特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査業務(市内3中学校・市内9保育所・市立商業高校)に係る条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……40
- 特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査業務(市内8小学校)に係る条件付き一般競争入札公告……………(")……43
- 消防設備定期点検業務(市内3中学校・市内7幼稚園・市立商業高校)に係る条件付き一般競争入札公告……………(")……45
- 消防設備定期点検業務(市内8小学校)に係る条件付き一般競争入札公告……………(")……47
- 大和高田市立図書館学習室空調設備工事に係る条件付き一般競争入札公

告	(契約監理室)	49
高田温泉さくら荘エアコン購入に係る条件付き一般競争入札公告	(")	51
公売公告兼見積価額公告	(収納対策室)	54
農用地利用集積計画の縦覧	(産業振興課)	56
浮孔西小学校耐震改修工事(東棟No.8)に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	56
陵西小学校北館金属製建具改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	(")	58
高田中学校中館屋上防水工事に係る条件付き一般競争入札公告	(")	60
菅原小学校北館及び体育館屋根防水工事に係る条件付き一般競争入札公告	(")	62
サイクルポート近鉄高田南屋上防水修繕工事に係る条件付き一般競争入札公告	(")	64
材木町他地内道路除草作業に係る条件付き一般競争入札公告	(")	66
曙町地内側溝浚渫工事に係る条件付き一般競争入札公告	(")	68
市立各中学校スライド黒板設置工事に係る条件付き一般競争入札公告	(")	70
高田小学校防球ネット設置工事に係る条件付き一般競争入札公告	(")	72
片塩小学校エキスパンション改修工事・片塩幼稚園保育室内装改修工事に係る条件付き一般競争入札公告	(")	74
高田西中学校便所間仕切り改修工事に係る条件付き一般競争入札公告	(")	76
市場第1公園便所改修工事に係る条件付き一般競争入札公告	(")	78
都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例に基づく区域指定の案の縦覧	(都市計画課)	80
都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例に基づく容積率等の変更の案の縦覧	(")	80
選挙管理委員会		
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	(選挙管理委員会)	81
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所	(")	81
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者等	(")	81
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者等	(")	81
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者等	(")	82
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における指定在外選挙投票区の指定	(")	82
選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所	(")	82
在外選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所	(")	82
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所等	(")	82
選挙管理委員会の招集	(")	83
平成22年6月23日現在の参議院議員通常選挙における大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	(")	83
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者の変更	(")	83

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙において大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙等の交付場所並びに不在者投票の記載場所……………(選挙管理委員会)……………	83
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における候補者の氏名等を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所……………(")……………	84
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙において開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う日時及び場所……………(")……………	84
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票の日次及び場所……………(")……………	84
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所……………(")……………	84
平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における大和高田市期日前投票所……………(")……………	85
農業委員会	
農業委員会6月定例委員会の招集……………(農業委員会)……………	85

公布された条例のあらまし

大和高田市選奨条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
市が行う選奨について、より適正な執行を図るため、規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容
 - (1) 選奨の要件に該当する者であっても選奨しない事由を欠格条項として規定します。
 - (2) 字句の改正その他規定の整備を行います。
- 3 施行期日
公布の日(平成22年6月17日)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
- 2 改正の内容
 - (1) 職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができることとします。
 - (2) 3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定します。
 - (3) その他法改正に伴う規定の整備を行います。
- 3 施行期日
平成22年6月30日

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
- 2 改正の内容
 - (1) 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとします。
 - (2) 人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を57日間とします。
 - (3) 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとします。
 - (4) 職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由には当たらないこととします。
 - (5) 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとします。
 - (6) 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができることとします。
 - (7) 職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取消事由には当たらないこととします。
 - (8) 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとします。
 - (9) その他法改正に伴う規定の整備を行います。
- 3 施行期日
平成22年6月30日

大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国道高架下の有効活用を目的として、国道166号高架下に月極駐車場を設置し、管理運営するため、規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(社)近畿建設協会奈良支店が国道166号高架下駐車場事業から撤退することに伴い、本市が国道166号の道路管理者である奈良県高田土木事務所から占用許可(占用料は無料)を受け、同駐車場の管理運営を行うため、次のとおり規定の整備を行います。

名称及び位置	国道166号高架下駐車場 大和高田市北片塩町、片塩町及び旭南町の区域内の一般 国道166号高架下
使用の形態	月極駐車
使用料	1月につき10,000円の範囲内で規則で定める額とする。 6,000円を予定
車庫証明の交付 及び手数料	使用者の申請により保管場所の確保を証する書面(車庫 証明)を交付することとし、その手数料の額を月極駐車 場に係る使用料の額と同額とする。

3 施行期日

平成22年8月1日

大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

奈良県が交付する療育手帳に記載する障害程度の区分AがA1、A2に変更されることとなったため、規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

第2条第1項第2号中「A」を「A1又はA2」に改めます。

3 施行期日

公布の日(平成22年6月17日)

4 適用期日

平成22年6月1日

大和高田市総合公園施設条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

総合公園施設の一部について、使用料の引上げ等を行うものです。

2 改正の内容

改正後の使用料は、次のとおりとします。

公園施設名	区分	使用料	
		改正前	改正後
テニスコート	1面使用(1時間につき)	300円	据置き
	照明設備(1時間につき)	400円	500円
多目的グラウンド	午前9時から正午まで	2,000円	据置き
	午後1時から午後5時まで	3,000円	据置き
	午前9時から午後5時まで	5,000円	据置き
	午後6時から午後9時まで	10,000円	12,500円
			(照明設備使用料を含む。)
	照明設備(1時間につき)	2,700円	3,500円
多目的室	1時間につき	600円	据置き
屋内プール	個人使用(入場から2時間 以内)	大人500円 小人300円 高齢者300円 障害者250円 障害児150円	時間制限廃止 使用料据置き

屋内プール	個人使用(入場から2時間超1時間につき)	大人 200 円 小人 100 円 高齢者 100 円 障害者 100 円 障害児 150 円	廃止
	冬期個人使用(入場から2時間以内)	大人 400 円 小人 200 円 高齢者 200 円 障害者 200 円 障害児 100 円	廃止
	冬期個人使用(入場から2時間以内)	大人 200 円 小人 100 円 高齢者 100 円 障害者 100 円 障害児 150 円	廃止
	1コース専用使用(1時間につき)	個人使用料 +2,500 円	据置き
フィットネス器具	高校生以上	200 円	300 円
	高齢者	100 円	200 円

- 3 施行期日
平成23年4月1日

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
雇用保険法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものです。
- 2 短期雇用特例被保険者から、「短期の雇用(同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が一年未満である雇用をいう。)に就くことを常態とする者」が除外されることに伴い、所要の改正を行います。
- 3 施行期日
公布の日(平成22年6月17日)

大和高田市立高田商業高等学校授業料の特例に関する条例

- 1 改正の理由
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、大和高田市立高田商業高等学校の授業料を徴収しないこととするため、新たに条例を制定するものです。
- 2 改正の内容
大和高田市立高田商業高等学校の授業料を徴収しないこととします。
- 3 施行期日
公布の日(平成22年6月17日)
- 4 適用期日
平成22年4月1日

条 例

条例第21号

大和高田市選奨条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市選奨条例の一部を改正する条例
大和高田市選奨条例(昭和33年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「衆民」を「市民」に、「その功績をたたえることを目的とする」を「表彰することについて必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の見出しを「(選奨)」に改め、同条中「について市長がこれを行う」を「に対して行う」に改め、同条第5号中「地方民生」を「民生」に改め、同条第9号中「顕著なる」を「顕著な」に改め、同条第10号中「衆民」を「市民」に改め、同条第11号を削り、第12号を第11号とする。

第9条を第10条とする。

第8条中「これを」を削り、同条を第9条とする。

第7条に見出しとして「(会議)」を付し、同条第3項中「をもってこれを決する。」を「で決し、」に改め、同条を第8条とする。

第6条に見出しとして「(組織)」を付し、同条第3項中「の指定する」を「があらかじめ指名する」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「被選奨者」を「選奨を受ける者(以下「被選奨者」という。)」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「(選奨表彰の時期)」に改め、同条中「選奨」を「選奨表彰」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「(選奨表彰の実施)」に改め、同条中「選奨」を「選奨の表彰(以下「選奨表彰」という。)」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(欠格条項)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、選奨しない。

- (1) 懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者(刑法(明治40年法律第45号)第27条又は第34条の2の規定により刑の消滅した者を除く。)
- (2) 刑事事件に関し現に起訴されている者
- (3) 選挙権及び被選挙権を停止されている者
- (4) 市税又は税外収入を滞納している者
- (5) その他市長が選奨の趣旨に反すると認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第22号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。)」を削る。

第8条の3第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困

難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

第8条の3に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2の規定による請求、同条例第8条の3第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

条例第23号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)を」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親である者に限る。)」が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員)に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第19条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

第20条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の大和高田市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の大和高田市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

条例第24号

大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大和高田市自動車駐車場条例(平成8年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
JR高田駅西側駐車場	大和高田市本郷町218番3
近鉄大和高田駅前駐車場	大和高田市北本町80番4
国道166号高架下駐車場	大和高田市北片塩町、片塩町及び旭南町の区域内の一般国道166号高架下

第4条第1項中「(以下「使用者」という。)」及び「、自動車を出場させるときに」を削り、同条第2項中「定期駐車券の交付を受けるときに」を削り、同条第3項中「前払駐車券の交付を受けるときに」を削る。

第4条の2中「自動車を出場させるときに」を削り、同条の次に次の2条を加える。

(国道166号高架下駐車場の使用料)

第4条の3 国道166号高架下駐車場を使用しようとする者は、月極駐車による駐車の使用料を1台1月につき10,000円の範囲内で、規則で定める額を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第4条の4 使用料は、使用者が自動車を出場させるときに原則として徴収する。ただし、定期駐車券、前払駐車券及び月極駐車による駐車の使用料については、当該定期駐車券及び前払駐車券の交付又は月極駐車を承認したときに徴収する。

第6条の次に次の1条を加える。

(保管場所の確保を証する書面の交付及び手数料)

第6条の2 市長は、国道166号高架下駐車場については、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号に規定する書面を交付することができる。

2 前項の規定による書面の交付については、1件につき第4条の3の規定による使用料に相当する

額の手数料を徴収する。

附 則

この条例は、平成22年8月1日から施行する。

条例第25号

大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

大和高田市心身障害者医療費助成条例(平成18年条例第33号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号中「A」を「A1若しくはA2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の大和高田市心身障害者医療費助成条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正前の条例第4条第1項に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了する日までの間は、この条例による改正後の大和高田市心身障害者医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正後の条例第4条第1項に規定する証明書とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に奈良県から交付された療育手帳の程度がAの者は、改正後の条例第2条第1項第2号に規定する療育手帳の程度がA1若しくはA2の者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

条例第26号

大和高田市総合公園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市総合公園施設条例の一部を改正する条例

大和高田市総合公園施設条例(平成17年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 テニスコートの使用料

区分	金額
1面	1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき300円

備考 テニスコートの照明設備使用料は、1時間当たり500円とする。

2 多目的グラウンドの使用料

区分	午前	午後	午前・午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
全面	2,000円	3,000円	5,000円	12,500円

備考

- 1 多目的グラウンドの照明設備使用料は、1時間当たり3,500円とする。
- 2 夜間の使用料には、照明設備使用料を含むものとする。
- 3 多目的室の使用料

区分	金額
全面	1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき600円

4 屋内プールの使用料

区分	大人	小人	高齢者	障害者等	
				大人	小人
個人使用	500円	300円	300円	250円	150円
1コースの専用使用(1時間につき)	2,500円				

備考

- 「大人」とは、15歳以上の者をいう。
- 「小人」とは、4歳以上15歳未満の者をいう。
- 「高齢者」とは、65歳以上で規則で定める高齢者利用証を有する者をいう。
- 「障害者等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びこれらの者が必要とする介護を行う者をいう。
- 4歳未満の者が使用する場合の使用料は、無料とする。
- 1コースの専用使用については、許可しない場合がある。
- 1コースの専用使用をする場合の使用料は、当該専用使用に係る使用料の額に使用者区分に応じた1人当たりの使用料の額を加算して得た額とする。

5 フィットネス器具の使用料

区分	金額
高校生以上	300円
高齢者	200円

備考

- 「高齢者」とは、65歳以上で規則で定める高齢者利用証を有する者をいう。
- 中学生以下の者は、使用することができない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条例第27号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第15条第5項中「退職手当として」を「、退職手当として」に改め、同条第7項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前

日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第15条第7項の規定の適用については、なお従前の例による。

条例第28号

大和高田市立高田商業高等学校の授業料の特例に関する条例をここに公布する。

平成22年6月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立高田商業高等学校の授業料の特例に関する条例

大和高田市立高田商業高等学校の授業料については、大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例(昭和29年条例第7号)の規定にかかわらず、これを徴収しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例は、平成22年度の授業料から適用し、同年度前の授業料については、なお従前の例による。

規 則

規則第27号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成21年12月」を「平成22年6月」に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

規則第28号

大和高田市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市自動車駐車場条例施行規則(平成8年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「午前6時00分から翌日の午前0時00分まで」を「午前6時から午後12時まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、国道166号高架下駐車場の入出場時間は、午前零時から午後12時までとする。

第3条中「駐車場」を「JR高田駅西側駐車場」に、「使用者」を「JR高田駅西側駐車場使用者」に改める。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

条例第6条ただし書の規定による使用料の還付は、前払駐車券による使用者にあっては前払駐車券の発行年月日から1年以内に未使用分の使用料の還付を申し出たときに、月極駐車による駐車の使用料を前納した者にあっては未使用分の使用料の還付を申し出たときに行うものとする。

2 前項の規定により還付することができる額は、前払駐車券による使用者にあっては未使用分の使用料に100分の90を乗じて得た額とし、月極駐車による駐車の使用料を前納した者にあっては残りの有効期間(1月単位)に係る駐車料金とする。

第7条第3項中「前項の」を「前項の規定による」に、「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、同条第5項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条第6項中「申請内容」を「申請の内容」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(月極使用)

第8条の2 条例第4条の3に規定する規則で定める額は、6,000円とする。

2 国道166号高架下駐車場を使用しようとする者は、月極駐車場使用申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、月極駐車場使用承認証(様式第9号)を交付するものとし、交付の際に第1項に規定する使用料を徴収する。

4 月極駐車場使用承認証を紛失し、再交付を受けようとする使用者は、月極駐車場使用承認証再交付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、月極駐車場使用承認証を再交付するものとする。

6 使用者は、第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

第9条中第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える

(2) 国道166号の維持管理又は工事を行う場合における道路管理者

第11条中「使用者」を「JR高田駅西側駐車場使用者」に改め、「駐車場を」を「JR高田駅西側駐車場を」に改め後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、定期駐車券により使用する場合は、この限りでない。」に改める。

様式第1号中「午前6時00分から翌日の午前0時00分まで」を「午前6時から午後12時まで」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第5条関係)

使用料還付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

次のとおり使用料の還付を申請します。

発行年月日	年 月 日
還付金額	円
還付を受けようとする理由	
備考	

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第7条関係)

自動車駐車場定期使用申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

次のとおり自動車駐車を定期使用したいので申請します。

使用期間	年 月 日から1か月
車両番号	

注意(使用許可の条件)

- 1 定期駐車券により駐車できる車両は、申請を受けて市長が認めた車両に限ります。
- 2 定期駐車券による使用者が、その他の使用者に優先して駐車場を利用できるわけではありませぬ。(満車時は、駐車することができません。)
- 3 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号に規定する書面の発行は、できません。
- 4 この申請書を提出する際に、車検証の写しを添付してください。

申請年月日	年 月 日
申請人	

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第7条関係)

定期駐車券再交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

定期駐車券の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

車両番号	
定期駐車券交付日	年 月 日
定期駐車券再交付申請理由	紛失 ・ 汚損 ・ 破損 ・ その他
紛失等した日	年 月 日

この欄は、記入しないでください。

再交付年月日	年 月 日
備考	

様式第7号の次に次の3様式を加える。

様式第8号(第8条の2関係)

月極駐車場使用申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所
申請者 氏名 印

電話番号

月極駐車場を使用したいので、次のとおり申請します。

使用者の住所		
使用者の氏名		
使用者の連絡先 (勤務先等)	会社名等	
	電話番号	
	緊急連絡先	
車両番号		
使用する駐車場	国道166号高架下駐車場	
使用する期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
使用の理由	通勤 通学	
	その他()	

様式第9号(第8条の2関係)

年 月 日

様

大和高田市長

印

月極駐車場使用承認証

月 日付けで申請のあった国道166号高架下駐車場の使用について、次のとおり承認します。

- 1 使用承認駐車場名 国道166号高架下駐車場
- 2 車両番号
- 3 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 駐車料金 円

この使用承認証は、大切に保管してください。承認期間中において提示をお願いする場合があります。

様式第10号(第8条の2関係)

月極駐車場使用承認証再交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

月極駐車場使用承認証の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

車両番号	
月極駐車場使用承認証交付日	年 月 日
月極駐車場使用承認証再交付申請理由	紛失 ・ その他()
紛失等した日	年 月 日

この欄は、記入しないでください。

再交付年月日	年 月 日
備考	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の大和高田市自動車駐車場条例施行規則第3条第1項の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

告示

告示第82号

大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱等の一部を改正する告示

(大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱の一部改正)

第1条 大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱(平成4年告示第13-4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「重度(A)」を「A1又はA2」に改める。

様式第1号中「A」を「A1

A2」に改める。

(大和高田市外国人重度障害者特別給付金支給要綱の一部改正)

第2条 大和高田市外国人重度障害者特別給付金支給要綱(平成7年告示第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「A」を「A1若しくはA2」に改める。

(大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱の一部改正)

第3条 大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱(平成18年告示第120号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「A又はB」を削る。

(大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第4条 大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年告示第123号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む。)及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者
-------	---

」を

「

特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む。)及び療育手帳A1又はA2の交付を受けた知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者
-------	--

」に、

「

頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒の恐れのある身体障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する者又は療育手帳Aの交付を受けた知的障害者児
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者
火災報知器	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
自動消化器	
電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

」を

「

頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒の恐れのある身体障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する者又は療育手帳A1若しくはA2の交付を受けた知的障害者児
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)及び療育手帳A1又はA2の交付を受けた知的障害者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者
火災報知器	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は療育手帳A1又はA2の交付を受けた知的障害者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
自動消化器	
電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は療育手帳A1若しくはA2の交付を受けた知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

」に、

「

盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)ただし、原則として学齢児以上の者
-------	-----------------------------------

」を

「

盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者
-------	------------------------------------

」に改める。

(大和高田市福祉ホーム事業実施要綱の一部改正)

第5条 大和高田市福祉ホーム事業実施要綱(平成20年告示第90号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「A・B」を「A1・A2・B1・B2」に改める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

告示第83号

大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱を次のように定める。

平成22年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づく有害鳥獣捕獲の許可(以下「許可」という。)のうち、奈良県事務処理の特例に関する条例(平成12年奈良県条例第34号)により市長の権限とされた事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣捕獲 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のために行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をいう。
- (2) 奈良県鳥獣保護事業計画 法第4条第1項の規定に基づき奈良県が定めた計画をいう。
- (3) 予察捕獲 有害鳥獣捕獲のうち、常時捕獲等を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められ、被害のおそれがある場合に、事前に計画を立てて該当種を一定数捕獲等することをいう。
- (4) 対象法人 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

(有害鳥獣捕獲の許可の基本的な考え方)

第3条 有害鳥獣捕獲のための許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか、又はそのおそれがあり、原則として被害等防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

(予察捕獲)

第4条 予察捕獲は、奈良県鳥獣保護事業計画に予察捕獲の対象種として記載されている鳥獣のうち、キジバト、ドバト、ハシボソガラス、ハシブトガラス、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、ゴイサギ、コサギ、カワウ、イノシシ、シカ、ノウサギ、サル及びアライグマを対象に行うものとする。

2 市長は、予察捕獲に係る捕獲等許可申請がなされたときは、被害調査を省いて許可できるものとする。

(許可権限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する有害鳥獣捕獲について、許可を行うものとする。

- (1) ゴイサギ、コウライキジ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、コサギ、ドバト、ノウサギ、タイワンリス、アライグマ、タヌキ、キツネ、オスイタチ、ミンク、イノシシ(イノブタを含む。)、シカ、ヌートリア又はサルの捕獲等をかすみ網を使用する方法以外の猟法でしようとする場合
- (2) キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等(損傷を含む。)をしようとする場合

(申請者)

第6条 有害鳥獣捕獲許可申請のできる者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 対象法人
- (4) 野生鳥獣の被害を受けている者(以下「被害者」という。)
- (5) 被害者から依頼を受けた者(以下「被依頼者」という。)

(申請手続)

第7条 申請者は、鳥獣捕獲等許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 有害鳥獣捕獲実施区域図(10,000分の1の地形図又は市の管内図等を用いて、被害地を緑線で囲うとともに、有害鳥獣捕獲の実施区域を朱線で囲うこと。)
- (2) 2,500分の1から10,000分の1程度の地図(猟具の設置箇所を朱色の印で示すこと。)及び当該猟具の図面(網猟具又は、わな猟具を使用する場合に限る。)
- (3) 鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿(様式第2号)(被害者又は被依頼者が単独で有害鳥獣捕獲をしようとする場合を除く。)
- (4) 有害鳥獣捕獲日程表(様式第3号)
- (5) 有害鳥獣捕獲依頼書(様式第4号)の写し(申請者が国、地方公共団体若しくは対象法人の場合であって、当該職員以外の者に有害鳥獣捕獲の実施を依頼する場合又は被依頼者に限る。)
- (6) その他市長が必要とする書類(被害証明書(様式第5号)、被害状況写真その他安全確保を図るための書類等)

(捕獲実施者)

第8条 有害鳥獣捕獲に従事する者(以下「捕獲実施者」という。)は、次に掲げる条件を満たすものとする。ただし、ハシボソガラス及びハシブトガラス(以下「カラス」という。)又はドバトの被害を受けている施設を所有又は管理する者及び当該被害者から有害鳥獣捕獲の依頼を受けた被依頼者が、捕獲箱等を使用して、当該施設内でカラス又はドバトを有害鳥獣捕獲するときは、この限りでない。

- (1) 市内に居住又は土地を所有し、当該土地において農業を営んでいる者
- (2) 現に有効な狩猟免許を有し、原則として過去5年以上有害鳥獣捕獲に用いる捕獲方法の狩猟者登録を継続して受けている者
- (3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第67条で定める狩猟災害共済又は狩猟者損害保険(ハンタ-保険)に加入している者

2 市長は、国、地方公共団体又は対象法人がアライグマを銃器以外の方法により捕獲しようとするときは、前項の規定にかかわらず、わな猟免許を有していない者を捕獲実施者に含むことができる。この場合において、同項第2号の条件に該当する者は、当該わな猟免許を有していない者に同行し、監督しなければならない。

3 捕獲実施者数は、有害鳥獣捕獲の適正化及び公正化から原則として複数とするが、実施区域、方法及び被害の状況等を考慮し、必要最小限に制限するものとする。

4 国が自ら経営管理する国有林野及び官行造林地等において実施する有害鳥獣捕獲にあつては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる条件を満たす者とする事ができる。

- (1) 森林管理署、森林管理事務所等の当該捕獲等実施機関に勤務する者
- (2) 狩猟免許を有する者又は当該森林管理局等で開催する「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する研修」を過去3年以内に受けた者

(有害鳥獣捕獲の実施期間)

第9条 有害鳥獣捕獲の実施期間は、被害の状況及び現地の実情等を勘案し、最も効果的な期間を選び、次の各号の条件に応じ当該各号の基準以内で決定するものとする。

- (1) スズメ、ゴイサギ、キジバト、ドバト、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ、コサギを

有害鳥獣捕獲する場合 2月以内

- (2) ドバト、カラスを捕獲箱で有害鳥獣捕獲する場合 6月以内
- (3) イノシシ、ノウサギ、シカ、アライグマを有害鳥獣捕獲する場合 2月以内
- (4) サルを有害鳥獣捕獲する場合 6月以内
- (5) 前各号に掲げる以外の場合 原則として1月以内

2 次に掲げる期間は、原則として許可しないものとする。ただし、サルの有害鳥獣捕獲、鳥類の卵の採取等及びカラス又はドバトを捕獲箱で有害鳥獣捕獲する場合は、この限りでない。

- (1) 当該鳥獣の繁殖期
- (2) 愛鳥週間(5月10日から5月16日まで)
- (3) 動物愛護週間(9月20日から9月26日まで)
- (4) 狩猟期間(11月15日から2月15日まで)の前14日間及び後13日(閏年は14日、イノシシ及びニホンジカについては、16日)間

3 年度ごとの有害鳥獣捕獲の状況を把握するため、許可期間の満了日は原則として3月31日までの日とする。ただし、やむを得ないと認めるときは、捕獲許可の際に3月31日までの第15条第2項に規定する捕獲等報告書を別に報告させる等を指示することにより、第1項の実施期間の範囲内で4月1日以降の日を満了日とすることができる。

(有害鳥獣捕獲の許可頭羽個数)

第10条 有害鳥獣捕獲の許可頭羽個数は、被害地における鳥獣の生息状況及び被害防止の目的を達成するために、必要最小限の頭羽個数とする。なお、鳥類の卵の採取等は、原則として次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 現に被害等を発生させている鳥類を有害鳥獣捕獲することが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは被害の防止の目的が達成できない場合
- (2) 建築物等の汚染等を防止するため巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取等する場合

(有害鳥獣捕獲の実施区域)

第11条 有害鳥獣捕獲の実施区域は、被害の発生している区域又は被害の発生するおそれのある必要最小限の区域とする。

2 狩猟期間中における一般猟野及び休猟区における有害鳥獣捕獲は、原則として許可しないものとする。また、網猟具又はわな猟具のみを使用する猟法による銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域における有害鳥獣捕獲についても、狩猟期間中は、原則として許可をしないものとする。

3 被依頼者からの申請に基づく有害鳥獣捕獲の実施区域は、当該被害者の所有又は占有する土地又は建物に限るものとする。ただし、農林水産業関係団体又は自治会長等が依頼した場合は、この限りでない。

(有害鳥獣捕獲の方法)

第12条 有害鳥獣捕獲の方法は、従来の実績等を考慮して最も効果的な方法とし、空気銃を使用した有害鳥獣捕獲は半矢の危険性があるため、原則として中・小型鳥類に限ってその使用を許可するものとする。

(有害鳥獣捕獲の許可)

第13条 市長は、申請書を受理したときには、内容を審査し、適当と認めるときは、法第9条第7項及び第8項の規定により、許可証(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)(様式第6号)及び必要に応じ従事者証(様式第7号)(以下「許可証等」という。)を交付するものとする。

2 許可証等を交付するときは、必要に応じて条件を付するものとする。

3 許可証等を交付するときは、併せて腕章を貸与するものとする。

4 許可証等を交付したときは、鳥獣捕獲等許可明細書(様式第8号)により当該区域を所轄する警察署長に通知するとともに、必要に応じその他の関係機関に併せて通知するものとする。

5 従事者証の交付を受けた者は、それぞれの捕獲実施者に対し、有害鳥獣捕獲の日程、方法等を周知の上、従事者証及び腕章を伝達するとともに、有害鳥獣捕獲実施者台帳(様式第9号)を整備するものとする。

(有害鳥獣捕獲の実施)

第14条 市長は、有害鳥獣捕獲の適正な実施を確保するため、捕獲実施者に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

(1) 国、地方公共団体、対象法人及び猟友会支部長(以下「支部長」という。)等は、有害鳥獣捕獲の場所数、方法等を考慮して、許可証等の交付を受けた捕獲実施者が多数のときは、おおむね5人程度に班編成をし、班ごとに責任者(以下「班長」という。)を置き、有害鳥獣捕獲の適正化と事故防止を図るとともに、有害鳥獣捕獲の総括責任者として指揮監督を行うこと。

(2) 許可証等の交付を受けた者、支部長及び班長は、関係機関と連絡協調して、広報その他の方法で、所轄の警察署(駐在所及び交番を含む。)及び有害鳥獣捕獲区域の住民に有害鳥獣捕獲の方法、日時、場所等を周知し、事故防止に万全を期すること。

(3) 有害鳥獣捕獲に従事するときは、必ず許可証又は従事者証を携帯し、腕章を着用すること。

(4) 網又はわな(捕獲柵及び捕獲檻を含む。)を使用するときは、1張又は1個ごとに許可を受けた者の住所、氏名、許可証番号、許可期間及び許可鳥獣名等を記載した標識(様式第10号)を明示するとともに、それぞれの網又はわなを適切に管理し、許可期間終了後は確実に撤去を行い、又は撤去が困難な場合は使用できない状態にすること。

(5) 捕獲実施者は、捕獲物が鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、有害鳥獣捕獲の目的に照らして適正に処理すること。

2 市長は、前項各号に違反するなど有害鳥獣捕獲として適当でないと認められる場合には、許可を取り消すことができる。

(許可証等の返納)

第15条 許可証等の交付を受けた者は、捕獲実施者に対し、許可証の裏面の報告欄に有害鳥獣捕獲の場所、鳥獣等の種類別員数及び処置の概要を記入させるものとする。

2 許可証等の交付を受けた者は、許可の期間が満了したときは、30日以内に捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵の種類別員数等を記入した捕獲等報告書(様式第11号)を提出するとともに、許可証等及び腕章を市長に返納するものとする。

(県への有害鳥獣捕獲状況等の報告)

第16条 市長は、年度の半期ごとに当該半期中に行った許可に係る前条第2項の捕獲等報告書の写しを知事に提出するものとする。

(広域的な有害鳥獣捕獲)

第17条 市長は、被害が複数の市町村にわたる場合にあっては、必要に応じ近隣市町村長と協議し、有害鳥獣捕獲の円滑化を図るものとする。

(調査研究)

第18条 市長は、鳥獣保護の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため、申請者に有害鳥獣捕獲の個体の種ごとに、性別、年齢、体長、体重及び有害鳥獣捕獲地点等についての調査を依頼し、報告を求めることができる。

(住所等変更届等の手続)

第19条 許可証等の交付を受けた者が、その氏名又は住所(対象法人にあっては、住所、名称又は代表者の氏名)を変更したときは、2週間以内に住所等変更届出書(様式第12号)に許可証等を添えて、市長に届け出るものとする。

2 許可証等を亡失したときは、鳥獣捕獲等許可証等亡失届出書(様式第13号)を市長に届け出るものとする。

3 許可証等の再交付を申請する場合は、鳥獣捕獲等許可証等再交付申請書(様式第14号)を市長

に提出するものとする。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領の廃止)

2 大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領(平成19年4月1日市長決裁。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に旧要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第7条関係)

鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

印

鳥獣捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定(並びに同法第9条第8項及び同法施行規則第7条第7項の規定)により関係書類を添えて申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
鳥獣の捕獲等又は採取等の目的	有害鳥獣駆除のため ()
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
同法施行規則第7条第1項第7号に規定する場所において捕獲等又は採取等を行おうとする場合にあってはその旨	
狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許状の番号及び交付年月日	
(銃器を使用して捕獲する場合) 銃刀法による許可証の番号及び交付年月日	
備考	

注 以下の書類を添付すること。

- 1 捕獲等又は採取等をしようとする事由の証明書
- 2 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
- 3 捕獲等又は採取等の方法を明らかにした図面(銃器を使用する場合を除く。)

備考

- 1 法人申請で従事者証の交付申請も同時に行う場合にあっては、(並びに同法第9条第8項・・・)を外し、従事者証の交付申請を同時に行わない場合若しくは個人申請の場合は(並びに同法第9条第8項・・・)内の文字を抹消すること。

- 2 住所欄には、法人申請(従事者証を交付する場合)の場合以外には、所属機関の所在地ではなく、申請者本人の自宅の住所を記載すること。
- 3 氏名欄には、申請者が共同して捕獲に携わる場合には、氏名欄の下に「ほか 名」と人数を記入し、代表者以外は「鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿(様式第2号)」に必要事項を記載の上添付すること。
法人申請の場合は、その法人の長の名前を記入し、従事者は「鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿(様式第2号)」に必要事項を記載の上添付すること。
- 4 捕獲の頭(羽・個)数は、各人別に割り振られた頭(羽・個)数を記載すること。また、1頭を共同で捕獲するような場合においては、合計 人で1頭と記載すること。
- 5 目的欄には「有害鳥獣捕獲(農林水産業被害防止等)」等の捕獲等をする事由を記載すること。
- 6 区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。
- 7 方法欄には、使用する猟具の名称、設置方法等を示す図面を添付すること。
- 8 処置欄については、捕獲個体の捕獲後の処置の方法について、「処分」等を記入すること。
- 9 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法第14条第1項の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられた園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨を記載すること。
- 10 狩猟免許に関する記入欄には、申請者(法人にあっては捕獲等に従事する者)が狩猟免許を現に受けている場合にあっては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載すること。
- 11 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に係る許可証番号及び交付年月日を記載すること。
- 12 用紙サイズは日本工業規格A4版とすること。
- 13 備考欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。

様式第2号(第7条関係)

鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿

法人又は団体名

連番	住所	職業	氏名	生年月日	印	狩猟者登録			猟銃・空気銃等所持許可証		許可番号	備考
						種別	番号	交付年月日	番号	交付年月日		

印の箇所は、申請者は記入しないこと。

様式第3号(第7条関係)

有害鳥獣捕獲日程表

許可期間		年 月 日から	年 月 日まで
捕獲年月日	時 間 帯	捕 獲 地 域	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
年 月 日	時から 時まで	大和高田市	
(備考)			

様式第4号(第7条関係)

番 号
年 月 日

様

依頼者(被害者)

住 所

氏 名

印

有害鳥獣捕獲依頼書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条の規定による有害鳥獣駆除のための鳥獣の捕獲を下記により依頼します。

記

被 依 頼 者	住 所						
	職 業						
	氏 名	(外 名)					
	生年月日						
捕獲を依頼した鳥獣の種類							

捕獲頭羽(個)数								
捕獲区域又は場所								
捕獲期間	年 月 日から				年 月 日まで 日間			
被害の状況 (又は予想される被害)	農林作物名等	被害面積	被害額	備考				
依頼した理由								

申請書には本依頼書の写しを添付すること。

様式第5号(第7条関係)

被害証明書

鳥獣名	被害地	被害農林作物名	被害面積	被害額	被害時期	その他参考事項
			ha	円	月 旬 ~ 月 旬	
					月 旬 ~ 月 旬	
					月 旬 ~ 月 旬	
					月 旬 ~ 月 旬	
					月 旬 ~ 月 旬	
					月 旬 ~ 月 旬	
					月 旬 ~ 月 旬	
					月 旬 ~ 月 旬	
(備考)						

上記のとおり被害を受けている(又は被害を受ける見込みである)ことを証明します。

年 月 日

No.

有害鳥獣捕獲実施者台帳
 有害鳥獣捕獲許可期間(年 月 日から 年 月 日まで)

氏名	有害鳥獣駆除出動月日													備考
	月	日											計	
合計														

様式第10号(第14条関係)

有害鳥獣捕獲許可にかかるとの標識

大和高田市長による 有害鳥獣捕獲許可			
許可証番号		許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可鳥獣名		捕獲方法	
住所			

10
(
30
cm

氏名			
----	--	--	--

_____ 15 ~ 50cm _____

材質は金属製又はプラスチック製とし、一字の大きさが縦1.0cm以上、横1.0cm以上とすること。
様式第11号(第15条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者住所(名称)
氏名

印

捕獲等報告書

年 月 日付け 第 _____ 号をもって捕獲等許可を受け、実施した有害鳥獣捕獲について、下記のとおり報告します。

記

許可期間	年 月 日から				年 月 日まで				
許可証	から		まで	枚	従事者証	から		まで	枚
出 動 年 月 日	出 動者 数	出 動 年 月 日	出 動 者 数	出 動 年 月 日	出 動 者 数	出 動 年 月 日	出 動 者 数	出 動 年 月 日	出 動 者 数
								合 計	名
鳥 獣 名									
メッシュ番号									
合 計 頭(羽・個)数									
処置の概要									

様式第12号(第19条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

印

職 業

生年月日

住所等変更届出書

下記のとおり(住所・氏名)を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第11項若しくは第7条第12項の規定により届け出ます。

記

変更内容	変更後	
	変更前	
変更年月日		年 月 日
変更に係るもの	種類	1 許可証(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等) 2 従事者証
	交付年月日	年 月 日
	番 号	第 号

注 変更に係る許可証(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)等の種類については、該当するものの番号を で囲むこと。また、届出者が個人の場合は、申請日以前3か月の間に発行された住民票の写しを添付すること。

様式第13号(第19条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

印

職 業

生年月日

鳥獣捕獲等許可証等亡失届出書

下記のとおり、許可証等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第13項若しくは第7条第14項の規定により届け出ます。

記

亡失したもの	種類	1 許可証(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等) 2 従事者証
	交付年月日	年 月 日
	番 号	番 号
亡失年月日		

亡失した事情

注 亡失した許可証(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)等の種類については、該当するものの番号を で囲むこと。

様式第14号(第19条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印

職 業

生年月日

鳥獣捕獲等許可証等再交付申請書

下記のとおり、許可証等の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第9項の規定により申請します。

記

再交付を受けようとする許可証等	種 類	1 許可証(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等) 2 従事者証
	交 付 年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
亡失、滅失等の事情		

注 1 再交付を受けようとする許可証等の種類については、該当するものの番号を で囲むこと。

2 汚損又は破損の場合は、その許可証等を添付すること。

告示第84号

平成22年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税務グループで保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年6月4日

大和高田市長 吉田誠克

記

1 納税通知書の発送年月日

平成22年4月8日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 平成22年4月30日

変更後 平成22年8月2日

3 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過した

ときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第85号

平成22年6月14日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成22年6月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第86号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成22年6月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成22年6月15日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第87号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成22年6月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
平成22年6月30日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年3月2日、同月4日、同月10日、同月16日、同月23日、同月25日、同月29日

告示第88号

平成22年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成22年6月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)
平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)
平成22年度大和高田市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,319,072千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		3,847,383	10,927	3,858,310
	2 国庫補助金	212,832	10,927	223,759
14 県支出金		1,195,374	1,945	1,197,319
	2 県補助金	339,324	1,945	341,269
16 寄附金		1	1,050	1,051
	1 寄附金	1	1,050	1,051
19 市債		1,623,500	4,600	1,628,100
	1 市債	1,623,500	4,600	1,628,100
歳 入 合 計		22,300,550	18,522	22,319,072

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,147,484	1,050	2,148,534
	1 総務管理費	1,604,338	1,050	1,605,388
3 民生費		9,227,522	4,865	9,232,387
	1 社会福祉費	3,345,295	4,865	3,350,160
	2 児童福祉費	3,215,603	0	3,215,603
8 土木費		1,349,633	0	1,349,633
	3 都市計画費	1,017,459	0	1,017,459
10 教育費		1,908,251	12,607	1,920,858
	2 小学校費	264,403	15,929	280,332
	7 保健体育費	257,758	△3,322	254,436
歳出合計		22,300,550	18,522	22,319,072

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校耐震補強事業	千円 32,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 36,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

告示第89号

平成22年若自動車税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税グループで保管し、送達を受けるべき者から交

付の申出があればいつでも交付します。

平成22年6月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 納税通知書の発送年月日

平成22年5月6日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 平成22年5月31日

変更後 平成22年8月2日

3 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます

告示第90号

大和高田市マスコットキャラクター使用取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年6月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市マスコットキャラクター使用取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市マスコットキャラクター使用取扱要綱(平成21年告示第68号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「縦横の比率の変更、絵柄の改変、描き足し及び一部の消去をしないこと」を「デザインの改変その他の応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第91号

大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年6月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部を改正する告示

大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱(平成14年告示第81号)の一部を次のように改正する。

第3条中「重度心身障害老人等医療費助成(更新)申請書」を「重度心身障害老人等医療費助成金交付(更新)申請書」に改める。

第4条第1項中「(様式第2号)又は「重度心身障害老人等医療費支給申請書(様式第3号。以下これらを「請求書等」という。)」を「(様式第2号。以下「請求書」という。)」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第5条中「請求書等」を「請求書」に改める。

第7条中「重度心身障害老人等医療費助成(更新)申請書(様式第1号)」を「申請書」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第3条、第7条関係)

重度心身障害老人等医療費助成金交付(更新)申請書									
助成対象	後期高齢者医療被保険者番号							氏 名	男 女
	後期高齢者医療							生 年 月 日	年 月 日

者	保	險	者	番	号															
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所 得 状 況 欄	年分所得		助成対象者	配偶者及び扶養義務者			
	氏 名						
所 得	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄については、老人控除対象配偶者、特定扶養親族又は老人扶養親族の合計数))		人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	((準)母子家庭の者で該当する場合のみ記入) 以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童		人				
状 況 欄	所 得 額		円	円	円	円	
	金 品 等 の 額		円	円	円	円	
	雑 損		円	円	円	円	
	医 療 費		円	円	円	円	
	社 会 保 険 料		円	円	円	円	
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金		円	円	円	円	
	配 偶 者 特 別		円	円	円	円	
	控	障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人 円	人 円	人 円	人 円
		特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人 円	人 円	人 円	人 円
	除	障害者・特別障害者・寡婦(夫)・特定の寡婦・勤労学生の別		障・特障・寡・特寡・勤 円	障・特障・寡・特寡・勤 円	障・特障・寡・特寡・勤 円	障・特障・寡・特寡・勤 円
肉用牛の売却による農業所得についての免除額		円	円	円	円		
控 除 後 の 所 得 額			円	円	円	円	
審 査			認 定 ・ 却 下				

申 請 事 由	心身障害者の方 該当する番号を で囲んでください。 (1 については()内の符号)	1 身体障害者手帳(イ 1級 口 2級)を所持している。 2 療育手帳のA1又はA2を所持している。
	母子家庭の方 該当する番号を で囲み、 内を記入してください。	1 配偶者のいない女子で18歳未満の児童を扶養している。 住 所 _____ 氏 名 _____ (生年月日) (養育している児童が2名以上いる場合は最年少の者を記入) 2 父母のいない18歳未満の児童を養育している配偶者のいない女子又は婚姻をしたことのない女子である。 住 所 _____ 氏 名 _____ (生年月日) (養育している児童が2名以上いる場合は最年少の者を記入)
<p>重度心身障害老人等医療費助成金交付申請に関して、申請者及びその扶養義務者の所得を税務当局に照会することに同意し、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 _____ 氏名 _____ 印</p> <p>大和高田市長 殿</p>		

様式第2号(第4条関係)

重度心身障害老人等医療費助成金交付請求書
(表面)

後期高齢者医療 被保険者番号									
(ふりがな) 氏 名			男 女	年 月 日生					
住 所	(〒 -)								

	(電話番号 -)
大和高田市長 殿	
<p>上記のとおり、重度心身障害老人等医療費助成金の交付を申請します。 なお、助成金の交付後において、助成金を調整する必要が生じた場合又は市が徴収権を有する医療保険料(税)が滞納となった場合は、次月以降の交付額において相殺、充当することに同意します。</p>	
年 月 日	申請者(被保険者) 氏名 印

(注意)裏面も忘れずに記入してください。

(裏面)

(委任状)

私は、 _____ を代理人と定め、次の権限を委任する。
 _____ 年 月 日に請求した重度心身障害老人等医療費助成金の受領に関すること。
 申請者(被保険者)の住所、氏名 _____ 印

代理人の住所、氏名 _____ 印

口座振替 依頼欄	金融機関名	銀行 信金・信組 農協	本店 支店 出張所	
	金融機関コード		店舗コード	
	預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
	口座名義人		フリガナ	

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱に定める様式によりなされた申請その他の行為は、改正後の大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱に定める相当様式によりなされた申請その他の行為とみなす。

3 この告示の施行の際残存する用紙については、当分の間、適宜修正して使用することができる。

告示第92号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

- 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため
2. 移動年月日
平成22年6月2日、同月7日、同月10日、同月16日、同月22日、同月24日、同月28日
 3. 移動対象区域
近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域
 4. 保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
 5. 引取期間
移動日から60日間。ただし、祝日は除く。
 6. 引取時間
午前9時～正午・午後1時～午後5時
ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午
 7. 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア. 移動費 2,000円
イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
 8. 連絡先
大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第46号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月4日

大和高田市長 吉田誠克

1	業務名	給配水管漏水調査
2	業務場所	大和高田市市内全域地内
3	業務期間	契約締結の日から平成22年10月29日(金)まで
4	業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿又は大和高田市水道事業競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>(2) 過去10年間に於いて市町村上水道事業の給配水管漏水調査業務の履行実績が元請けであること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15</p>

	年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 資料として、給配水管漏水調査業務の実績書を同時に提出して下さい。実績書には過去10年間において元請けで市町村上水道事業の給配水管漏水調査業務の受託業務の直近3件までの業務名、契約相手方名、契約金額及び履行期間を明記するとともに、当該契約書の写し等受託の証明ができる書類を添付してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成22年6月4日(金)から平成22年6月11日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年6月14日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月4日(金)から平成22年6月11日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月4日(金)から平成22年6月17日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年6月18日(金)午後5時まで 回答は、質疑をされた者のみに対して行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年6月23日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年6月24日(木)午前11時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
1.7 最低制限価格	設定しません。
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第47号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項(農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律(平成5年法律第70号)附則第2条第2項)の規定により、農業経営基盤強化基本構想を変更したので、同条第7項の規定により公告する。

平成22年6月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第48号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査業務(市内3中学校・市内9保育所・市立商業高校)
2 業務場所	大和高田市中三倉堂二丁目他12地内

3 業務期間	契約締結の日から平成22年12月24日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿(建物管理業務)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づく定期点検の有資格者又は有資格者が所属する法人であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 建築基準法第12条に基づく定期点検の有資格者であることを証する写しを申請書と同時に提出してください。また、法人にあっては有資格者が所属することを証する資料も添付してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成22年6月17日(木)から平成22年6月23日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年6月24日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月17日(木)から平成22年6月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成22年6月28日(月)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで</p>

	を除きます。また受付は午後3時30分までとします。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所教育委員会事務局教育総務課(本庁舎南隣2階)
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年6月30日(水)から平成22年7月1日(木)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成22年7月2日(金)午後5時まで
11 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年7月7日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
12 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
13 入札保証金	免除します。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年7月8日(木)午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
16 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
17 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
18 最低制限価格	設定しません。
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第49号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査業務(市内8小学校)
2 業務場所	大和高田市中三倉堂二丁目他7地内
3 業務期間	契約締結の日から平成22年12月24日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿(建物管理業務)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づく定期点検の有資格者又は有資格者が所属する法人であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 建築基準法第12条に基づく定期点検の有資格者であることを証する写しを申請書と同時に提出してください。また、法人にあっては有資格者が所属することを証する資料も添付してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成22年6月17日(木)から平成22年6月23日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年6月24日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月17日(木)から平成22年6月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成22年6月28日(月)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所教育委員会事務局教育総務課(本庁舎南隣)</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月30日(水)から平成22年7月1日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月2日(金)午後5時まで</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月7日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
13 入札保証金	<p>免除します。</p>
14 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月8日(木)午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
15 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
16 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
17 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条によるものとします。</p>

18 最低制限価格	設定しません。
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第50号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	消防設備定期点検業務(市内3中学校・市内7幼稚園・市立商業高校)
2 業務場所	大和高田市中三倉堂二丁目他10地内
3 業務期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿(建物管理業務)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 入札説明書(仕様書)に定める点検資格の有資格者又は有資格者が所属する法人であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 消防設備点検第一種及び第二種の両方の有資格者であることを証する写しを申請書と同時に提出してください。また、法人にあっては有資格者が所属することを証する資料も添付してください。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成22年6月17日(木)から平成22年6月23日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

	(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年6月24日(木) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。 (1) 閲覧等の期間 平成22年6月17日(木)から平成22年6月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 前回の報告書の閲覧	前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。 (1) 閲覧の日 平成22年6月28日(月) (2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所教育委員会事務局教育総務課(本庁舎南隣2階)
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年6月30日(水)から平成22年7月1日(木)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成22年7月2日(金)午後5時まで
11 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年7月7日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
12 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
13 入札保証金	免除します。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年7月8日(木)午前10時30分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の	無効の入札については、次のとおりとします。

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
16 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
17 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
18 最低制限価格	設定しません。
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第51号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月16日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1 業務名	消防設備定期点検業務(市内8小学校)
2 業務場所	大和高田市中三倉堂二丁目他7地内
3 業務期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿(建物管理業務)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 入札説明書(仕様書)に定める点検資格の有資格者又は有資格者が所属する法人であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 消防設備点検第一種及び第二種の両方の有資格者であることを証する写しを申請書と同時に提出してください。また、法人にあっては有資格者が所属することを証する資料も添付してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成22年6月17日(木)から平成22年6月23日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年6月24日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月17日(木)から平成22年6月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成22年6月28日(月)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所教育委員会事務局教育総務課(本庁舎南隣2階)</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月30日(水)から平成22年7月1日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月2日(金)午後5時まで</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月7日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である</p>

への記載	かを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
13 入札保証金	免除します。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1)日時 平成22年7月8日(木)午前10時40分から (2)場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3)開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1)大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2)公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3)競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
16 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
17 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
18 最低制限価格	設定しません。
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第52号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月18日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立図書館学習室空調設備工事
2 工事場所	大和高田市西町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年7月30日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事又は管工事(空調)に登録されている者であること。 (2)大和高田市内に本店を有する者であること。 (3)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。

	(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年6月18日(金)から平成22年6月22日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年6月22日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月18日(金)から平成22年6月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月18日(金)から平成22年6月28日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年6月29日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。

13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年7月2日(金) 午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者 の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保 証金	免除します。
17 最低制 限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第53号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月18日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1 物品名	高田温泉さくら荘エアコン購入
2 設置場所	大和高田市池田地内
3 設置期間	契約締結の日から平成22年7月20日(火)
4 物品内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加 資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事若しくは管工事(空調)又は大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿の空調機器に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札 参加資格の	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格につい

申請	<p>ての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年6月18日(金)から平成22年6月22日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年6月22日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月18日(金)から平成22年6月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月18日(金)から平成22年6月28日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年6月29日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月2日(金)午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公売公告兼見積価額公告			
<p>公告第54号 下記のとおり差押財産の公売を行いますので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定により公告します。 平成22年6月21日 大和高田市長 吉田 誠 克</p>			
公 売 財 産 の 内 容	別紙のとおり		
公売保証金及び見積価額	別紙のとおり		
公 売 の 方 法	せり売り		
公売参加申込受付期間	平成22年 6月30日 13時00分から 平成22年 7月12日 23時00分まで		
公売保証金納付期間	平成22年 6月30日 13時00分から 平成22年 7月12日 23時00分まで		
入 札 期 間	平成22年 7月16日 13時00分から 平成22年 7月19日 23時00分まで		
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム		
売 却 決 定	日時	平成22年7月20日10時00分	場所 収納対策室
買 受 代 金 納 付 期 限	平成22年7月30日14時30分		
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件	以下のいずれかに該当する方は、公売に参加すること及び財産を買い受けることができません。 1 大和高田市が定める「インターネット公売ガイドライン」の内容を承諾せず、又は遵守できない方 2 20歳未満の方(親権者を代理人とするときは除きます。) 3 日本語を完全に理解できない方(日本語を理解できる代理人がいる場合は除きます。) 4 国税徴収法第92条(買受人の制限)又は同法108条第1項(公売参加者の制限)に該当する方 5 公売財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方 6 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合は除きます。)		
そ の 他	1 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付していただく必要があります。 2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録税等)は買受人の負担となります。 3 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは、売却決定を取り消します。 4 大和高田市は、公売財産について瑕疵(かし)担保責任を負いません。 5 買受代金の納付期限について、国税徴収法第115条第2項の規定により大和高田市が必要と認めるときは、30日を限度として延長することがあります。 6 その他については、大和高田市インターネット公売ガイドラインによります。当ガイドラインは、大和高田市公式サイト上に掲載しています。		
<p>配当を受ける者の権利の申出について 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに「債権現在額申立書」により申し出てください。 なお、「債権現在額申立書」の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>			
<p>問い合わせ先 大和高田市 財務部 収納対策室 0745-22-1101(内線238)</p>			

公売公告兼見積価額公告(別紙)			
公売財産、公売保証金及び見積価額一覧			
売却区分の番号	公売財産の名称、数量、内容及び保管場所	公売保証金	見積価額
22-01	名称 座布団5枚セット 数量 1揃 内容 座布団5 保管場所 大和高田市収納対策室	200円	2,000円
22-02	名称 冷茶用グラスセット 数量 1揃 内容 グラス10 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-03	名称 会津塗漆器重箱セット 数量 1揃 内容 三段重箱1、二段小鉢1、小皿5 保管場所 大和高田市収納対策室	500円	5,000円
22-04	名称 多用井椀・箸・箸置セット 数量 1個 内容 井椀5、井置5、箸・箸置5 保管場所 大和高田市収納対策室	200円	2,000円
22-05	名称 漆塗重箱 数量 1個 内容 三段重箱1 保管場所 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
22-06	名称 和装バック・草履セット 数量 1揃 内容 バック1・草履1 保管場所 大和高田市収納対策室	200円	2,000円
22-07	名称 寅さんバック 数量 1個 内容 バック1 保管場所 大和高田市収納対策室	1,000円	10,000円
22-08	名称 マンドリン 数量 1本 内容 マンドリン1・ケース1 保管場所 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
22-09	名称 唐三彩(象) 数量 1体 内容 陶器置物 保管場所 大和高田市収納対策室	1,000円	10,000円
22-10	名称 九谷焼獅子置物 数量 1体 内容 陶器置物 保管場所 大和高田市収納対策室	500円	5,000円
22-11	名称 板仏(印度様) 数量 1枚 内容 板彫 保管場所 大和高田市収納対策室	1,000円	10,000円
22-12	名称 木彫観音像 数量 1体 内容 木彫 保管場所 大和高田市収納対策室	2,000円	20,000円

22-13	名称	人工大理石人物像	100円	500円
	数量	1体		
	内容	人工大理石像		
	保管場所	大和高田市収納対策室		

公告第55号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第56号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	浮孔西小学校耐震改修工事(東棟No.8)
2 工事場所	大和高田市曾大根一丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年9月3日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がAであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年6月25日(金)から平成22年6月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年6月29日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月25日(金)から平成22年6月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月25日(金)から平成22年7月7日(水)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月7日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月13日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月14日(水)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥12,330,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第57号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	陵西小学校北館金属製建具改修工事
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年9月3日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がAであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年6月25日(金)から平成22年6月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年6月29日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月25日(金)から平成22年6月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月25日(金)から平成22年7月7日(水)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月7日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成22年7月13日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月14日(水)午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,520,000円 (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第58号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高田中学校中館屋上防水工事
2 工事場所	大和高田市大中東町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年8月31日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。 (2) 奈良県知事又は国土交通大臣の防水工事業の許可を有し、有効期限内に経営事項審査を受けている者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1

大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月9日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月14日(水)、入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月15日(木)午前9時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥5,460,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第59号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	菅原小学校北館及び体育館屋根防水工事
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年8月31日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。 (2) 奈良県知事又は国土交通大臣の防水工事業の許可を有し、有効期限内に経営事項審査を受けている者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月9日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月15日(木)午前9時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,580,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第60号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	サイクルポート近鉄高田南屋上防水修繕工事
2 工事場所	大和高田市北本町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年9月30日(木)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。 (2) 奈良県知事又は国土交通大臣の防水工事業の許可を有し、有効期限内に経営事項審査を受けている者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月9日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月15日(木)午前9時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,180,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第61号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月29日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1 工事名	材木町他地内道路除草作業
2 工事場所	大和高田市材木町他地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年8月13日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2)平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3)大和高田市内に本店を有する者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3)受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

	(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年7月6日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月9日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成22年7月9日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年7月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年7月15日(木)午前9時30分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥890,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第62号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	曙町地内側溝浚渫工事
2 工事場所	大和高田市曙町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年8月20日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2)平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3)大和高田市内に本店を有する者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3)受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月9日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月15日(木)午前9時40分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥730,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第63号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月29日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1 工事名	市立各中学校スライド黒板設置工事
2 工事場所	大和高田市大中東町他2地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年8月31日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月9日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月15日(木)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,550,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第64号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高田小学校防球ネット設置工事
2 工事場所	大和高田市大中東町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年8月31日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2)平成22年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3)大和高田市内に本店を有する者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3)受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月9日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月15日(木)午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,990,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第65号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月29日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1 工事名	片塩小学校エクスパンション改修工事・片塩幼稚園保育室内装改修工事
2 工事場所	大和高田市旭北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年8月31日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2)平成22年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3)大和高田市内に本店を有する者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3)受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月9日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月15日(木)午前10時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,690,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第66号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高田西中学校便所間仕切り改修工事
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年8月31日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月9日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月15日(木)午前10時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,470,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第67号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市場第1公園便所改修工事
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年8月31日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月6日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月9日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年7月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年7月15日(木)午前10時40分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥940,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第68号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成16年条例第19号)第3条の規定に基づき、奈良県知事の指定を受けるための申出をするに当たり、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 指定案に係る区域
根成柿、北大谷地区
- 2 指定案の縦覧場所
大和高田市役所 環境建設部都市計画課
- 3 縦覧期間
平成22年7月1日(木)から平成22年7月15日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
- 4 意見書の提出要領
指定案について意見書を提出しようとする者は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成22年7月15日(木)までに必着するよう提出すること。

公告第69号

都市計画法に基づく開発許可基準に関する条例(平成16年条例第19号)第3条の規定に基づき、奈良県知事の指定を受けるための申出をすることに伴い、区域指定内の容積率等の指定の見直しをするに当たり、その案を次のとおり縦覧する。

平成22年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 指定案に係る区域
根成柿地区
- 2 指定案の縦覧場所
大和高田市役所 環境建設部都市計画課
- 3 縦覧期間
平成22年7月1日(木)から平成22年7月15日(木)までの午前8時30分から午後5時

15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

4 意見書の提出要領

指定案について意見書を提出しようとする者は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成22年7月15日(木)までに必着するよう提出すること。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第13号

平成22年6月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

3分の1の数 19,236人

6分の1の数 9,618人

50分の1の数 1,155人

選挙管理委員会告示第14号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第2項の規定による大和高田市在外選挙人期日前投票所を次のとおり定める。

平成22年6月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

在外選挙人期日前投票所

大和高田市大字大中100番地の1

大和高田市役所 3階 東会議室

選挙管理委員会告示第15号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任します。

平成22年6月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第16号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

平成22年6月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

1. 開票管理者 奈良県大和高田市中今里町6番31号
西 清 一

2. 職務を代理すべき者 奈良県大和高田市神楽二丁目7番31号
篠本 薫

選挙管理委員会告示第17号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成22年6月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第18号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の2第1項の規定により指定在外選挙投票区を次のとおり指定する。

平成22年6月18日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

指定在外選挙投票区

第3投票区 高田小学校体育館(大和高田市大中东町5番15号)

選挙管理委員会告示第19号

平成22年6月23日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成22年6月24日に、次の場所で縦覧に供する。

平成22年6月18日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成22年6月24日の1日間、縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成22年6月18日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

選挙管理委員会告示第21号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項、第4項、第5項および第10項の規定に基づき設置したポスター掲示場

の設置場所は、別紙のとおりであり区画数は、8区画とする。設置完了日は、平成22年6月18日とし、掲示のできる日は次のとおりである。

平成22年6月18日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 掲示の日 平成22年6月24日
- 2 設置場所 別紙(市役所前の掲示場に掲示済み。)

選挙管理委員会告示第22号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年6月18日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成22年6月23日(水)午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 4階 会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
第3号 在外選挙人名簿の抹消について
第4号 その他

選挙管理委員会告示第23号

平成22年6月23日現在の参議院議員通常選挙における大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1、50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月23日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

3分の1の数 19,285人
6分の1の数 9,643人
50分の1の数 1,158人

選挙管理委員会告示第24号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における、各投票区の投票管理者を次のとおり変更した。

平成22年6月23日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第25号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成22年6月24日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西 清 一

1. 不在者投票所
大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室

選挙管理委員会告示第26号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成22年6月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成22年6月24日 午後5時30分
2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第27号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を越えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成22年6月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

1. 日 時 平成22年7月8日 午後5時30分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第28号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第63条及び第64条の規定による開票の日時及び場所を次のとおり定める。

平成22年6月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成22年7月11日 午後9時00分開始
2 場 所 大和高田市幸町11番14号
大和高田市立総合体育館

選挙管理委員会告示第29号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を次の場所に設けるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第41条第1項の規定により告示します。

平成22年6月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第30号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のとおりとしたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第3項において準用する同法第41条第1項の規定により告示します。

平成22年6月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| 1 期日前投票所 | 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室 |
| 2 期日前投票所を設ける期間 | 平成22年6月25日から平成22年7月10日まで |

農業委員会

農業委員会告示第7号

大和高田市農業委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

平成22年6月28日

大和高田市農業委員会
会長 水 井 豊

- | | |
|-----|---|
| 日 時 | 平成22年7月7日(水)午後3時00分 |
| 場 所 | 大和高田市役所 4階 中央会議室 |
| 議 案 | 第1号 農地法第5条規定による申請の件
第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
第3号 その他 |